

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年九月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年七月十四日奈良県指令中土第五四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年八月二十六日中土第七三―九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡三宅町大字伴堂四八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡三宅町大字伴堂五八七番四

宮北奉枝